

# 事業者が現場を確認することなく行う119番通報制度の改正について

## 改正概要

- （既存制度）利用者からの承認手続き・事業者の登録制度を廃止
- 信号を受けた者が現場を確認することなく行う通報を「代理通報」、業として行う者を「代理通報事業者」として新たに規定
- 早期通報を確保するため、住宅火災の現場を確認することなく行う通報を認める。
- 代理通報事業者の適正な通報・駆付けを確保するために認定制度を創設（受信する信号により3区分の認定）

### 認定制度

代理通報事業者に対して、一定の基準を設け、その基準を満たすものを当庁が認定することで、利用者及び都民の利便性、早期通報の確保を図るもの

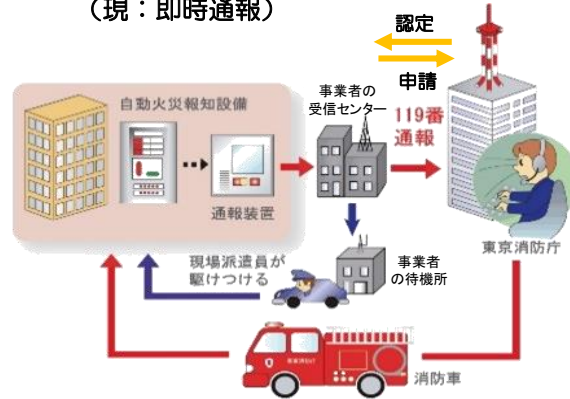
認定区分：**●事業所火災代理通報**  
**●住宅火災代理通報**  
**●救急代理通報**



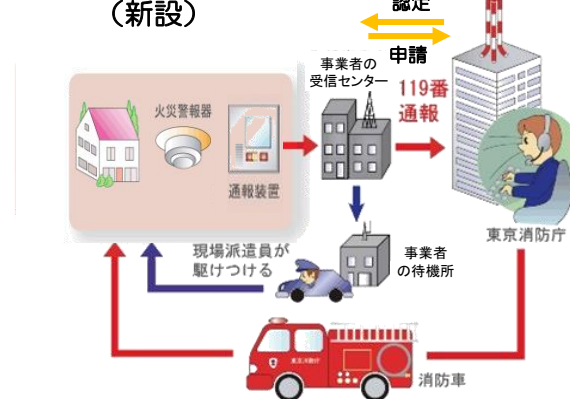
## 火災予防条例第61条の2（改正）、第61条の2の2～第61条の2の8（新設）

### 代理通報（3区分）

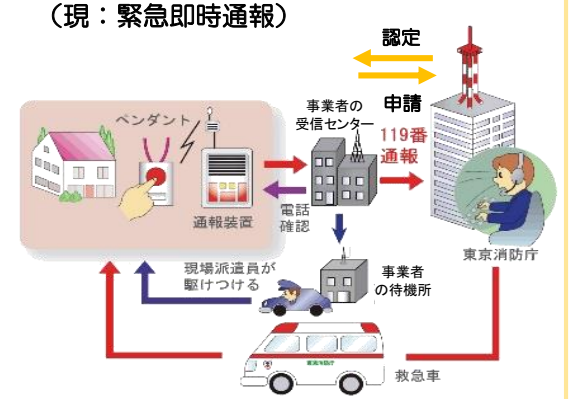
#### ● 事業所火災代理通報（現：即時通報）



#### ● 住宅火災代理通報（新設）



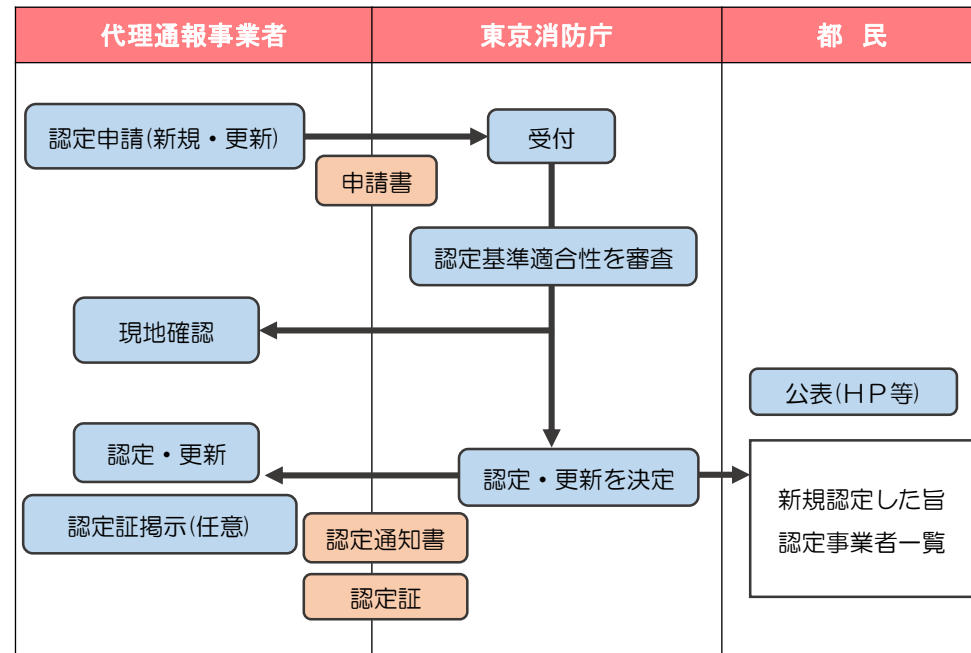
#### ● 救急代理通報（現：緊急即時通報）



## 認定基準

| 項目                     | 認定基準  |  |                                    |
|------------------------|---|--|------------------------------------|
|                        | 事業所火災代理通報   | 住宅火災代理通報   | 救急代理通報                             |
| 代理通報業務に従事する従業員の教育に関する事 | 代理通報事業者の従業員のうち防火管理に関する知識及び技能を有し、代理通報業務（代理通報後の現場の確認等の業務を含む。）に従事する者に対して防火・防災教育を行う者として次のいずれかに該当する者を1名以上指定し、組織的かつ計画的な防火・防災教育を実施していること。<br>1 自衛消防業務講習修了者等<br>2 防火管理技能講習修了者<br>3 教育担当者講習修了者 |  |                                    |
| 現場派遣員に関する事             | 待機所（現場派遣員を日ごとに配置している待機所）にあっては、当該待機所に現場派遣員の配置を行う営業所）ごとに、次のいずれかに該当する者を現場教育担当者として1名以上指定し、当該現場教育担当者により現場派遣員に対して、現場に必要な活動に関する教育を組織的かつ計画的に実施していること。<br>1 自衛消防技術認定証保有者<br>2 自衛消防業務講習修了者等     | 現場派遣員は、東京消防庁が実施する現場派遣員講習を修了していること。   | 現場派遣員は、東京消防庁が実施する現場派遣員講習を修了していること。 |
| 受信場所及び待機所の体制に関する事      | 受信場所及び待機所について、次に掲げる対応体制が確立されていること。<br>1 受信場所には、代理通報に係る信号を受信する者が常時待機し、当該信号を受信した者又は他の従業員が消防機関へ通報するとともに、待機所へ連絡すること。<br>2 待機所には、現場派遣員が待機していること。<br>3 消防機関への通報後30分以内に、現場派遣員が現場に到着できること。    | 現場派遣員は、代理通報に係る防火対象物又はその部分の内部を確認するための手段（関係者に連絡し、当該関係者に鍵を持参させることを含む。）を有していること。 |                                    |
| 機器の維持管理に関する事           | 遠隔通報装置、受信用装置、連絡用機器等の一連の機器が適正に設置され、維持管理されていること   |  |                                    |
| 防火対象物の関係者への周知に関する事     | 防火対象物の異状の有無を確認するために消防隊が必要な限度で行う破壊について、代理通報に係る防火対象物又はその部分の権原を有する関係者に周知させていること。   |  |                                    |

## 認定に係る手続き等の流れ



認定証（イメージ）

## 今後のスケジュール

| 令和元年9月 | 10月  | 11月 | 12月                 | 令和2年1月     | 2月 | 3月           | 4月   |
|--------|------|-----|---------------------|------------|----|--------------|------|
|        |      |     | 12月18日<br>事業者説明会の実施 |            |    |              |      |
|        |      |     |                     | 認定申請の受付・審査 |    |              |      |
|        |      |     |                     |            |    | 認定通知書・認定証の交付 |      |
|        | 条例公布 |     |                     |            |    |              | 条例施行 |